

お知らせ

2020年9月11日  
九州電力株式会社

川内原子力発電所の廃棄物搬出設備の設置に係る  
原子炉設置変更許可申請書の補正書を提出しました  
－これまでの審査内容等を踏まえた変更－

当社は、川内原子力発電所で発生する低レベル放射性廃棄物のうち、工事に伴い発生する雑固体廃棄物を固化し搬出するための「廃棄物搬出設備」を設置することとし、本年1月31日に、廃棄物搬出設備の設置に係る原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出するとともに、鹿児島県及び薩摩川内市へ安全協定に基づく事前協議願いを提出しました。  
(2020年1月31日お知らせ済み)

この度、廃棄物搬出設備の設置に係る原子炉設置変更許可申請書について、これまでの国の審査内容等を反映し、本日、原子力規制委員会へ補正書を提出しました。

また、鹿児島県及び薩摩川内市へ提出していた事前協議願いについても、本日、補正の手続きを行いました。

【主な補正内容】

- 廃棄物搬出設備内における保管エリアの考え方の再整理
- 火災防護設計に係る記載の充実

当社は、今後とも、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、地域の皆さまの安心、信頼が得られるよう、低レベル放射性廃棄物の適切な保管及び計画的な搬出に取り組んでまいります。

以上

〔低レベル放射性廃棄物の処分〕

全国の原子力発電所で発生した放射性廃棄物の多くは、放射能レベルの低い廃棄物であり、日本原燃株式会社低レベル放射性廃棄物埋設センターで埋設処分されます。



「快適で、そして環境にやさしい」  
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。  
それが、私たち九電グループの思いです。